

# 小牧市児童虐待対策基本計画

令和3年度～令和7年度

小牧市

## はじめに

本市では、平成27年5月に「こどもを中心に世代を超えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して、「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を行い、平成28年3月には、「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」をより強力に推進するために「小牧市地域こども子育て条例」を制定しています。

令和2年3月に策定しました「小牧市まちづくり推進計画（第1次基本計画）」では、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「こども夢・チャレンジNo.1都市」「健康・支え合い循環都市」「魅力・活力創造都市」の3つの「都市ヴィジョン」をまちづくりの基軸としてまちづくりを進めることとしています。

この都市ヴィジョン1の「こども夢・チャレンジNo.1都市」を目指した「重点事業」として、妊娠期から子育て期までの包括的なサポートを行う子育て世代包括支援センターや児童館の子育て支援室において、親子が気軽に集い、交流できる場や機会を提供するなど、安心安全な妊娠・出産・子育てができる支援を行うこととしています。

子育て世代包括支援センターでは、親子健康手帳の交付時に保健師や助産師が全ての妊婦と面談することを徹底し、必要な支援につなげているほか、保育士や保健師、助産師などの専門職員が土日祝日も含めいつでも常駐し、妊娠期から子育て期にわたる妊娠、出産、発達、ひとり親、児童虐待などのさまざまな相談に対応し、地域の関係機関との連携などを通じて、切れ目のない支援体制を構築し、子育て家庭を対象とした包括的な支援を提供しています。

また、令和2年4月から子育て世代包括支援センターを子ども家庭総合支援拠点に位置づけたことにより、これまで児童相談所が行ってきた児童虐待などに対する支援業務のうち、軽易なものについて市が情報収集や支援方針の決定、支援計画の作成、支援の実行、ケースの進行管理、支援終了の判断などをしていくことになり、児童虐待の対応を市が主体的に実施することになりました。

これを機に、児童虐待対策における具体的な施策を推進するため、本市独自の「児童虐待基本計画」を定めることとし、子育て支援のワンストップ窓口である子育て世代包括支援センターの機能をより一層強化し、児童虐待の未然防止に努め、子育てをしている誰もが、安心して子育てができる体制を整えていきます。

令和3年3月

小牧市長 山下 史守朗

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	3
5. 計画で扱う「虐待」と関連する「暴力」について	3
第2章 小牧市の児童虐待に関する現状と課題	4
1. 児童虐待・家庭児童相談の状況	4
第3章 計画の基本理念と施策の体系	9
1. 基本理念	9
2. 基本目標	9
3. 施策の体系	11
第4章 施策の展開	13
1. 目標実現のための施策	13
基本目標1 児童虐待の未然防止のための取組の推進	13
基本目標2 早期発見・早期支援の推進	18
基本目標3 相談体制、専門的支援の充実	21
基本目標4 推進体制の強化	26
2. 活動・成果指標	29
第5章 計画の実現に向けて	30
1. 計画の推進体制	30
2. 計画の点検・評価	30

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景・趣旨

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではなく、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来世代の育成にも懸念を及ぼすもので、時に命を奪う悲惨な事件につながる場合があります。核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化などの変化に伴い、子育て家庭が孤立化しており、子どもと子育て家庭を取り巻く環境において、親の子育てに対する不安感や負担感の増加が進んでいると指摘されています。

このような状況の中で、全国的に児童虐待に関する情報や相談件数は非常に多くなっており、暴力や養育放棄などの虐待で命を落とすケースもしばしば生じています。

深刻な児童虐待事件の発生を背景に、平成28年に児童福祉法等改正法が制定され、平成29年4月には、子どもの最も身近な場所の市町村が子どもやその世帯等の福祉に関する支援を適切に行うことが役割・責務とされていることを踏まえて、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めるものとされました。

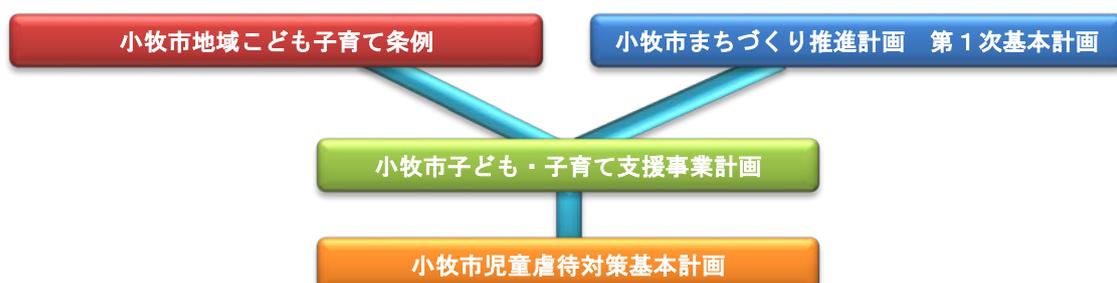
また、平成30年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定され、市町村における体制強化、専門性強化の方向性が示されています。令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関との連携強化等の所要の措置を講じることを目的として、児童福祉法等の一部が改正されました。改正法では、親権者や里親らは児童のしつけに際し、体罰を加えてならないことや、ドメスティックバイオレンス（DV）対応機関との連携強化などが盛り込まれています。

このような取り組みを受けて、小牧市では、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護・ケアまで、妊娠期から切れ目のない総合的な支援を行うための指針として、この計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

「小牧市児童虐待対策基本計画」は、小牧市地域こども子育て条例第13条による虐待等への取組や上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」、「小牧市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、児童虐待対策において具体的に施策を推進するために策定します。

なお、国際目標のSDGsの17目標は、「小牧市児童虐待対策基本計画」で位置づけられる施策の目標と同じ方向であることから、SDGsの要素を反映して策定します。



## SDGsとは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標を設定し、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

### 持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



### SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実施し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

### 3. 計画の期間

---

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。

### 4. 計画の策定方法

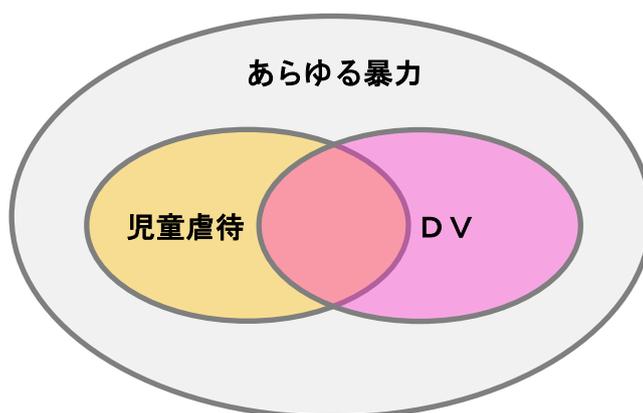
---

児童虐待対策には、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、責任体制の明確化、個人情報保護の要請及び関係機関における情報共有関係の明確化が必要となります。このため、この計画の策定に当たっては、児童虐待対策に関係がある児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察、弁護士会の代表者で構成される「小牧市要保護児童対策地域協議会」で内容の検討をしています。

### 5. 計画で扱う「虐待」と関連する「暴力」について

---

- この計画における「虐待」とは、主に児童虐待を示しており、その中身には身体的虐待だけでなく、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）、心理的虐待などが含まれます。
- 児童虐待とDVは、家庭内という密室における立場の弱い者に対する暴力であり、相互に関連する部分があります。この計画は、児童虐待とその背景にあるDVも含めたあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの一環となるものです。



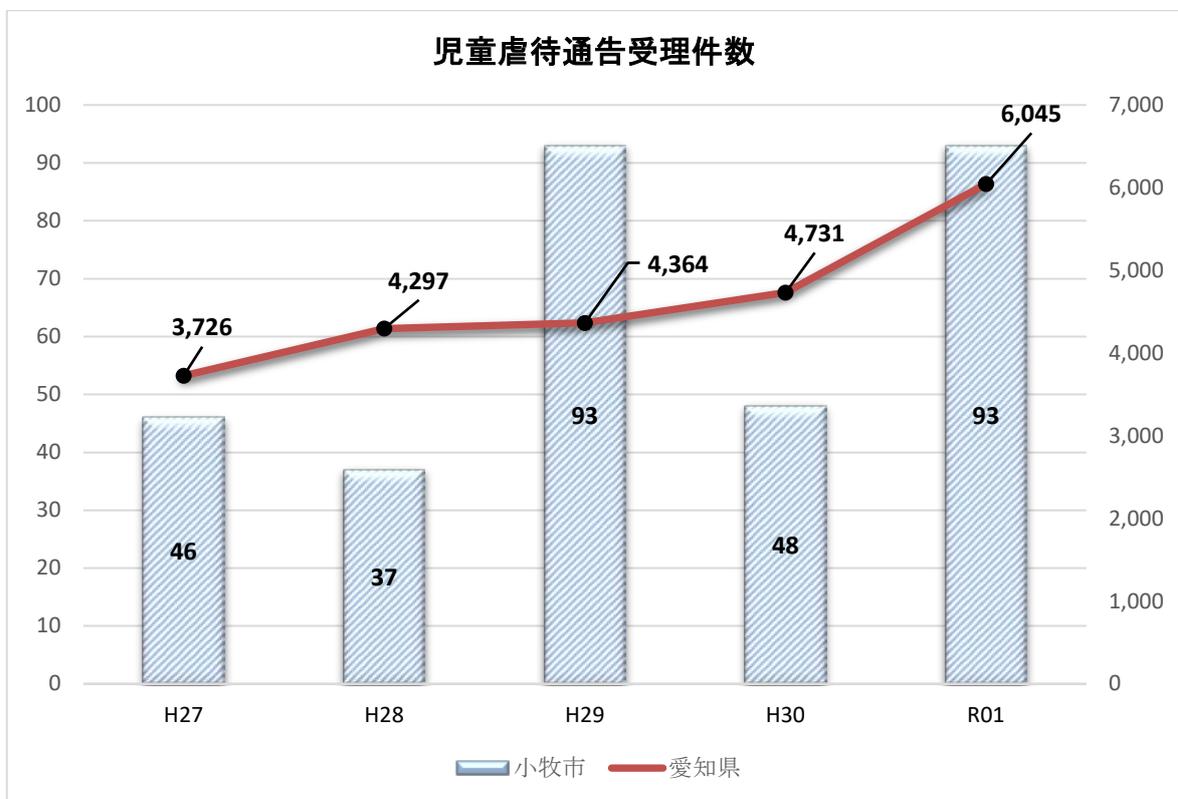
## 第2章 小牧市の児童虐待に関する現状と課題

### 1. 児童虐待・家庭児童相談の状況

#### (1) 児童虐待の状況

##### ① 児童虐待通告受理件数の年次推移

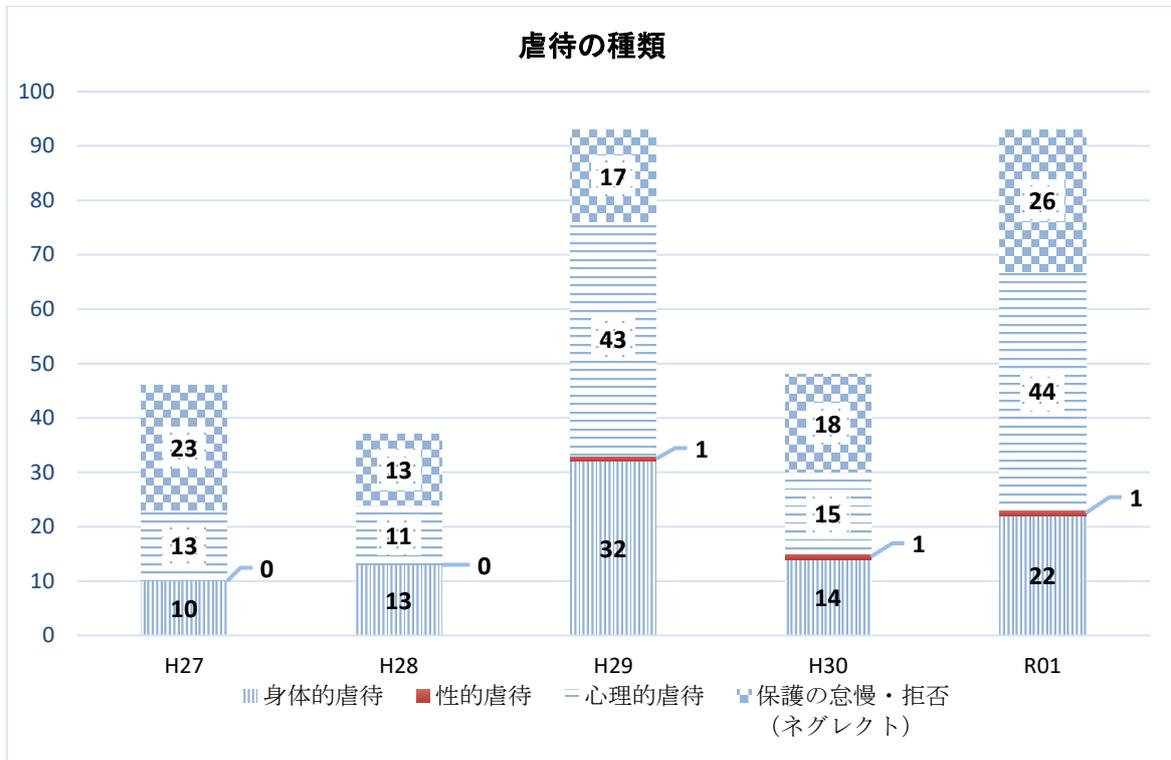
児童虐待通告受理件数は、平成29年度には、児童相談所全国共通ダイヤル(189)の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、市民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことなどから、93件と多くなりました。平成30年度は48件と減少しましたが、令和元年度は、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案(面前DV)について警察からの通告が増加したことから、93件と多くなっています。



## ②児童虐待の種類別発生件数の推移

児童虐待の種類別発生件数は、平成 27 年度ではネグレクト、平成 28 年度は身体的虐待とネグレクトが同じ件数であり、平成 29 年度は面前DVによる心理的虐待、平成 30 年度はネグレクト、令和元年度は面前DVによる心理的虐待の件数が高くなっています。

※面前DVとは、配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言のことです。



年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	合計
H27	10	0	13	23	46
H28	13	0	11	13	37
H29	32	1	43	17	93
H30	14	1	15	18	48
R01	22	1	44	26	93

## ③被虐待児童の年齢別割合の推移

児童虐待通告の被虐待児は、3歳～学齢前、小学生の割合が高くなっています。

	H27		H28		H29		H30		R01		合計	
	件数	%										
0～3歳未満	11	24%	5	13%	22	24%	9	19%	16	17%	63	20%
3歳～学齢前	14	31%	13	35%	35	38%	14	29%	31	33%	107	34%
小学生	20	43%	15	41%	27	29%	19	40%	32	34%	113	36%
中学生	1	2%	3	8%	6	6%	5	10%	9	11%	24	7%
高校生・その他	0	0%	1	3%	3	3%	1	2%	5	5%	10	3%
合計	46	100%	37	100%	93	100%	48	100%	93	100%	317	100%

④主たる虐待者別児童虐待件数の推移

児童虐待の主たる虐待者は、実母の割合が特に高くなっており、次に実父の割合が続いています。

	H27		H28		H29		H30		R01		合計	
	件数	%										
実父	15	33%	13	35%	33	35%	17	36%	30	32%	108	34.1%
実父以外の父	1	2%	0	0%	9	10%	3	6%	2	2%	15	4.7%
実母	24	52%	24	65%	23	25%	25	52%	59	64%	155	48.9%
実母以外の母	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	1	0.3%
その他	6	13%	0	0%	28	30%	2	4%	2	2%	38	12.0%
合計	46	100%	37	100%	93	100%	48	100%	93	100%	317	100.0%

⑤児童虐待通告経路別件数の推移

児童虐待の通告経路別件数は、「学校」、「家族・親戚」の割合が高く、「児童相談所」、「市他課」が近年増加傾向にあります。一方、「保育所」、「近隣・知人」は減少傾向にあります。

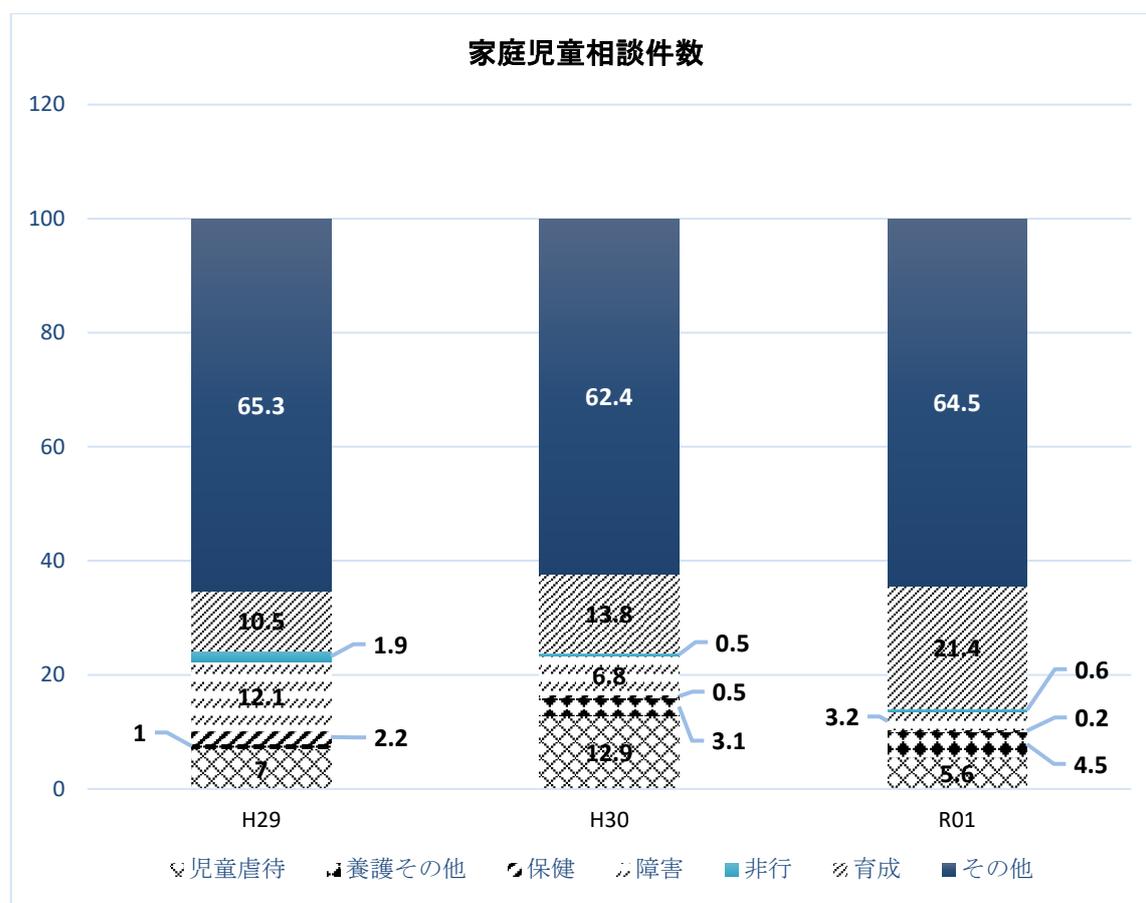
	H27		H28		H29		H30		R01		合計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
公的機関	児童相談所	0	0%	1	3%	6	7%	14	29%	21	23%	42	13.2%
	県他機関	0	0%	1	3%	0	0%	1	2%	0	0%	2	0.6%
	福祉事務所	4	9%	0	0%	3	3%	0	0%	0	0%	7	2.2%
	保健センター	3	7%	1	3%	2	2%	0	0%	7	8%	13	4.1%
	市他課	2	4%	3	8%	13	14%	6	13%	20	22%	44	13.9%
	警察等	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	1	1%	2	0.6%
	医療機関	0	0%	1	3%	0	0%	0	0%	1	1%	2	0.6%
	教育委員会等	0	0%	1	3%	1	1%	0	0%	1	1%	3	0.9%
	計	9	20%	8	23%	26	28%	21	44%	51	56%	115	36.1%
保育所、学校等	児童福祉施設	1	2%	0	0%	3	3%	0	0%	0	0%	4	1.3%
	保育所	1	2%	6	16%	12	13%	3	6%	1	1%	23	7.3%
	幼稚園	1	2%	1	3%	2	2%	0	0%	0	0%	4	1.3%
	学校	13	28%	4	10%	14	15%	12	25%	15	16%	58	18.3%
	計	16	34%	11	29%	31	33%	15	31%	16	17%	89	28.2%
家族等	家族・親戚	9	20%	3	8%	12	13%	7	15%	16	17%	47	14.8%
	児童本人	0	0%	1	3%	1	1%	0	0%	0	0%	2	0.6%
	計	9	20%	4	11%	13	14%	7	15%	16	17%	49	15.4%
地域等	児童委員	1	2%	2	5%	0	0%	1	2%	1	1%	5	1.7%
	近隣・知人	9	20%	11	29%	14	15%	2	4%	5	5%	41	12.9%
	その他	2	4%	1	3%	9	10%	2	4%	4	4%	18	5.7%
	計	12	26%	14	37%	23	25%	5	10%	10	10%	64	20.3%
合計	46	100%	37	100%	93	100%	48	100%	93	100%	317	100.0%	

## (2) 家庭児童相談の状況

### ①家庭児童相談の内容

令和元年度に対応した家庭児童相談は467件です。

内訳は、児童虐待が5.6%、養護その他が4.5%、保健が0.2%、障害が3.2%、非行0.6%、育成21.4%、その他64.5%となっており、「その他」、「育成」が8割以上を占めています。「その他」としては、経済上の問題、生活の問題、家庭や学校でのトラブル、夫婦間のトラブルなど様々です。「育成」は、しつけや不登校に関する相談がありますが、不登校に関する相談が多くを占めています。平成29年度からの相談件数の推移を見ると、全体的にそれほど大きな変動はありませんが、「育成」が増加傾向にあり、特に不登校に関する相談が平成30年度から令和元年度にかけて、3倍以上に増加しています。



(3) 要保護児童対策地域協議会対応の状況

①要保護児童対策地域協議会対応の内容

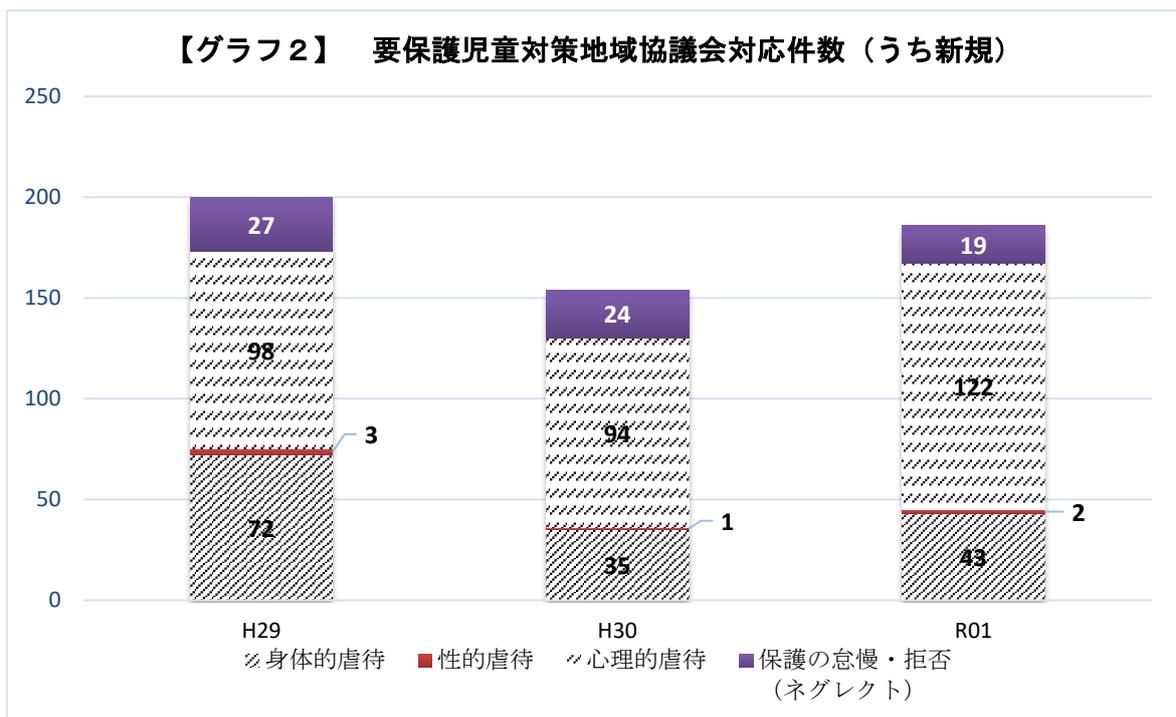
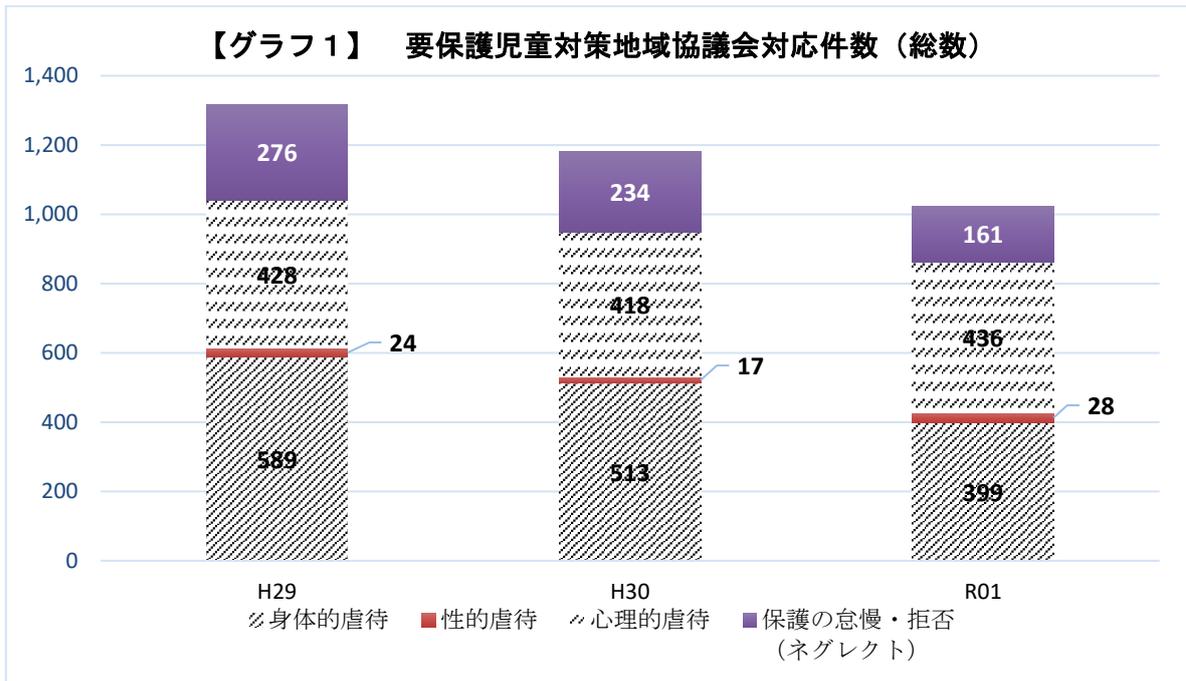
令和元年度に要保護児童対策地域協議会の実務者会で対応したケースは1,024件です。

【グラフ1】

内訳は、身体的虐待が399件、性的虐待が28件、心理的虐待が436件、ネグレクトが161件となっています。

また、新規に対応したケースは176件です。【グラフ2】

内訳は、身体的虐待が43件、性的虐待が2件、心理的虐待が122件、ネグレクトが19件となっています。



## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 1. 基本理念

本計画においては、児童虐待対策施策を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

すべての市民の人権が尊重され、  
いかなる児童虐待・暴力を許さない社会の実現

市民一人ひとりが尊重され、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての人の願いであり、社会全体の責務でもあります。児童虐待を含むすべての暴力は、決して許されない人権侵害であり、被害者の心と体に大きな傷を残すばかりか、尊い生命をも奪う重大な犯罪になりかねない行為です。

今後、児童虐待やDVなどの「暴力を許さない社会の実現」を行政課題の一つとして掲げ、取り組みを強化していくために、この計画では「暴力を許さない社会の実現」を基本理念とします。

### 2. 基本目標

#### 基本目標

1

#### 児童虐待の未然防止のための取組の推進



児童虐待はたとえしつけといえども暴力や子どもの心を傷つける暴言などをともなう場合は、子どもの人権侵害となるものです。しかし、児童虐待は家族間や家庭内などの限られた閉鎖的な環境で起きることが多く、虐待と関連したDVと同様に被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

児童虐待の未然防止に向けては、市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を許さない社会を築いていくことが必要です。児童虐待やDVをはじめとした身近な暴力の被害の実態や児童への深刻な影響についての周知・啓発を進め、市民の理解をさらに深めることで、児童虐待の発生の防止を図ります。

## 基本目標 2 早期発見・早期支援の推進



市では、児童虐待の予防や早期発見による被害の深刻化防止のため、児童虐待に対する取り組みを強化しており、相談窓口の充実を図っていますが、その認知度を高めるため、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が必要です。また、児童虐待の未然防止に向け、家庭環境や経済的な問題、子育ての悩みなどを抱え込む前に相談できる窓口の必要性も高まっています。

悩みや不安・負担感が蓄積される前に、身近な場所で相談できる窓口の充実・周知を徹底するとともに、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、関係機関のネットワーク化を進めていきます。

## 基本目標 3 相談体制、専門的支援の充実



児童虐待の支援においては、通告の受理、児童虐待の発見から支援の終結まで、幅広い専門的な視点が必要です。多職種の専門職が協働して、それぞれの専門性を発揮することにより、多様化・複雑化している支援ニーズに対して、的確なアセスメントに基づく一貫性・継続性のある支援を提供していきます。

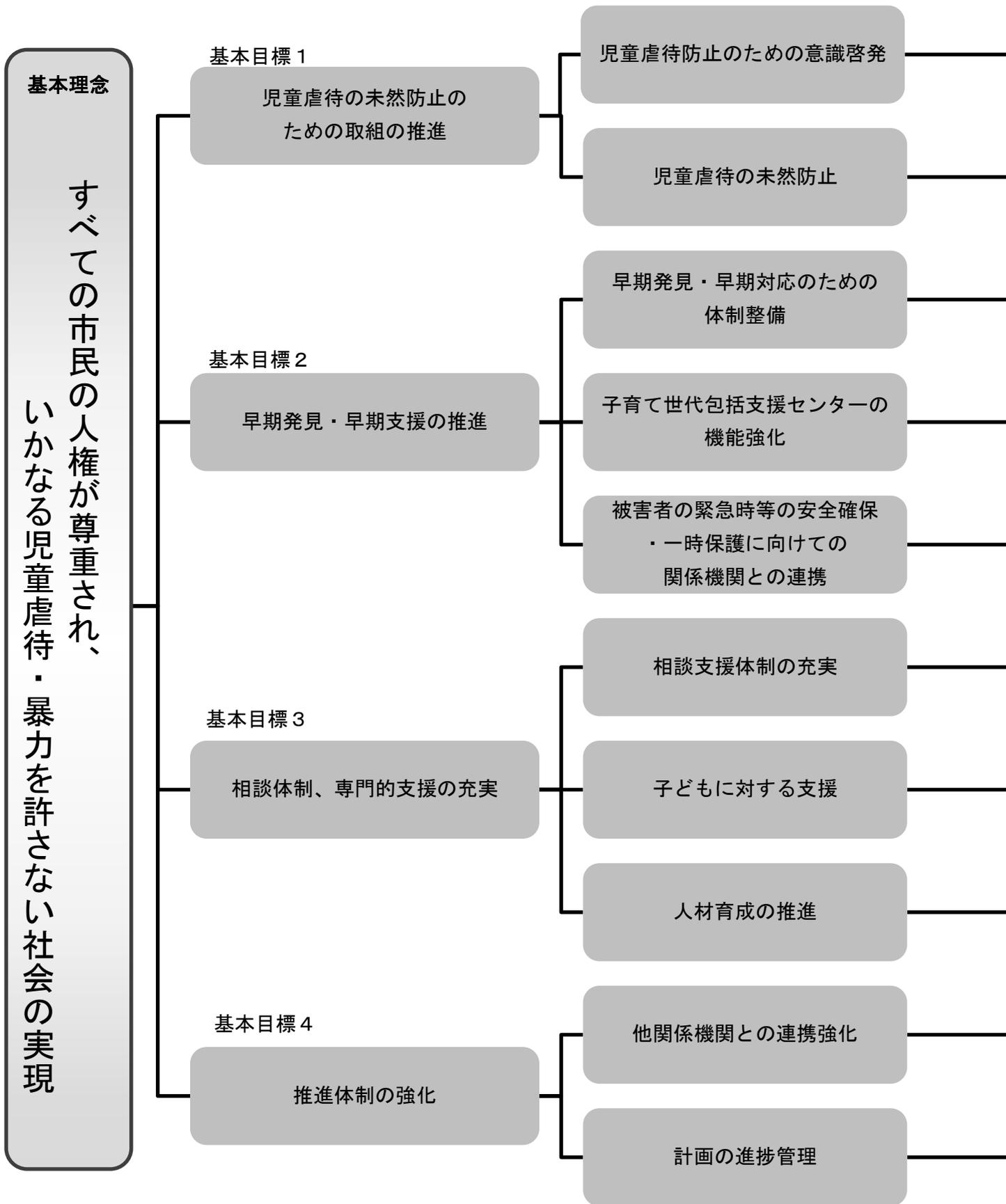
また、児童家庭支援分野に精通する職員の育成と確保に向けた中・長期的な視野に立った取り組みをします。

## 基本目標 4 推進体制の強化



児童虐待やそれに関連したDVは生命の危機にさらされることもある重大な課題です。暴力を許さない社会の実現に向け、計画の着実な推進が重要であることから、関係機関との連携を強化するほか、進捗管理を徹底し、必要に応じてより効果的な施策のあり方の検証・見直しを行っていきます。

### 3. 施策の体系



1 オレンジリボンキャンペーン事業 2 児童生徒への教育、啓発、周知 3 保護者への啓発  
4 安心相談カードの配布

5 地域子育て支援拠点事業 6 移動子育て支援事業 7 子育て自主サークルへの事業支援  
8 産前産後家事お手伝いサービス事業 9 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 10 一時預かり事業  
11 産後ケア事業 12 妊婦・産婦、新生児・乳児訪問 13 親子健康手帳交付時における面接  
14 保健連絡員・保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問 15 乳幼児健診 16 未受診家庭への受診勧奨  
17 居住実態が把握できない児童の調査 18 アニバーサリー事業 19 保育所、児童クラブ等における未然防止  
20 児童生徒の心のケアの実施 21 「家庭教育のつどい」の開催

22 広報・ホームページによる窓口紹介 23 虐待通告窓口の周知 24 要保護児童対策地域協議会の充実  
25 医療機関等の連携

26 子ども家庭総合支援拠点事業 27 家庭児童相談事業  
28 ひとり親家庭相談員による相談・情報提供機能の充実

29 一時保護における関係機関との連携 30 児童虐待対応機関における連携体制の強化  
31 警察との連携

32 スクールソーシャルワーカーによる相談事業 33 法律相談 34 外国人に対する相談・支援  
35 障がい児相談支援 36 利用者支援事業

37 保育所、認定こども園等における支援 38 子どもの就学における支援の実施 39 社会的養育体制の充実  
40 子どもの心のケア・発達の支援 41 障がい児福祉サービス事業所への通所支援 42 療育支援

43 窓口担当職員、相談員への研修実施 44 保育・教育関係機関等への啓発活動 45 専門職員の確保

46 関係機関によるネットワークの強化 47 関係部署との連携強化 48 児童館子育て支援室との連携  
49 多世代交流プラザの機能の充実 50 民生委員・児童委員との連携 51 他市町との連携強化

52 要保護児童対策地域協議会への進捗状況報告

## 第4章 施策の展開

### 1. 目標実現のための施策

#### 基本目標 1 児童虐待の未然防止のための取組の推進

##### 施策の方向 1 児童虐待防止のための意識啓発

児童虐待は年々増加傾向にあります。これらは個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為を含む人権侵害です。家庭内で起きる児童虐待は、家庭という私的な関係の間で起き外部から発見されにくい環境の中で、周囲の認識不足や被害者本人の気づきの遅れにより状況悪化を招くといった事態も見られるところです。

一方、地域住民の児童相談所や市への児童虐待の通報により、未然に重大事件を防ぐことができたケースも数多くあります。

児童虐待を防止するためには、市民の正しい理解と意識の高揚が必要です。そのために、あらゆる機会を活用し、正しい理解と防止に向けた意識啓発を推進します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
1	オレンジリボンキャンペーン事業	  	子どもへの虐待と女性への暴力は、子どもへの虐待からDVが明らかになることや、その逆のケースも多く、双方の事象には深い関係があります。11月の「児童虐待防止推進月間」と関連する「女性に対する暴力をなくす運動期間」と協調して、職員のリボン着用を行います。その他、年間を通しての出前講座の実施など様々な方法で啓発活動を推進していきます。	子育て世代包括支援センター
2	児童生徒への教育、啓発、周知	  	児童生徒は多感な年代であるため、きめ細かい配慮を加えながら、その年代に応じて、思春期における体つきの変化や、性機能の成熟、性とう向き合うかについて学習機会を提供します。また、生と性のカリキュラム推進事業において、命を大切に、あるがままの自分が価値ある存在であることを認め（自己肯定感）、いきいきと生きる力を高めることができるよう推進していきます。	保健センター 学校教育課
3	保護者への啓発	  	子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていく必要があります。子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきます。	子育て世代包括支援センター

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
4	安心相談カードの配布	   	<p>思春期の子どもを対象に信頼できる相談機関を周知するため、生徒手帳に入る大きさの「安心相談カード」を配布していきます。</p> <p>また、進学により環境の変化のある市内中学1年生と市内高校1年生の全生徒に配布していきます。</p>	保健センター 子ども政策課

## 施策の方向 2 児童虐待の未然防止

子育て家庭が孤立することなく、一人で悩まず安心して子育てできるように、親子の交流や情報提供の場を充実します。

児童虐待（身体的・心理的・性的虐待及び養育放棄（ネグレクト））が子どもに与える深刻で長期に及び心身の傷の影響についての啓発をはじめ、親や子どもがSOSを出せる社会環境づくりなどの啓発や周知を推進することで、児童虐待の未然防止につなげます。また、子育てや子どもに関する事業の実施においては、児童虐待の未然防止と早期発見を常に念頭におき実施します。

### （主な施策）

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
5	地域子育て支援拠点事業	   	<p>子育て世代包括支援センターの子育て支援室では、親子の相互の交流を行う場を提供し、保育士、保健師、助産師が子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。</p> <p>また、身近な児童館の子育て支援室においても、子育てに関する情報提供や相談・親子の交流などの推進を図ります。</p>	子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ
6	移動子育て支援事業	   	<p>支援を必要とする親子に対して、地域の会館に保育士、助産師が出張し、子育てに関する情報提供や相談・親子の交流などの推進を図ります。</p>	子育て世代包括支援センター
7	子育て自主サークルへの事業支援		<p>市民のニーズに応じて、子育て自主サークルへの場所や情報の提供等の支援を行い、自主的な活動の促進を図ります。</p>	子育て世代包括支援センター
8	産前産後家事お手伝いサービス事業	   	<p>母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。</p>	子育て世代包括支援センター

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
9	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	 	保護者の出産や病気などの理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を乳児院や児童養護施設などで預かります。	子育て世代包括支援センター
10	一時預かり事業	 	保護者の育児負担軽減のために、子育て世代包括支援センターにおいて、児童を保護者から一時的に預かり、保育を行います。	子育て世代包括支援センター
11	産後ケア事業	 	産後に心身の不調又は育児不安があり、家族から十分な支援が得られない産婦とその児を対象に心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができるよう支援します。	子育て世代包括支援センター
12	妊婦・産婦、新生児・乳児訪問	 	育児不安等の理由により、専門的支援が必要な妊産婦や新生児・乳児をもつ保護者に対し、助産師による家庭訪問を行います。	子育て世代包括支援センター
13	親子健康手帳交付時における面接	 	親子健康手帳交付時に全妊婦にアンケートを実施し、保健師等による面接相談を通して、支援が必要な妊婦（家庭）の早期発見及び支援を行います。	子育て世代包括支援センター
14	保健連絡員、保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問	 	生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭に保健連絡員、保健連絡員OBが訪問し、親子の成長を見守るとともに必要な家庭を継続的支援につなげます。	保健センター
15	乳幼児健診	 	4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳3か月児歯科健診・3歳児健診を通し、疾病の早期発見や発育・発達の確認、子育ての情報の提供や育児不安の軽減に努めます。	保健センター
16	未受診家庭への受診勧奨	 	各種健診の未受診家庭に対し、訪問等を行い、受診勧奨及び当該家庭の養育状況の把握に努めます。	保健センター
17	居住実態が把握できない児童の調査	  	乳幼児健康診査未受診等の対応により居住実態が把握できない家庭については児童相談の関与や児童手当、児童扶養手当等の受給状況の確認、親族等への調査、対象家庭に外国籍の者がいる場合は東京出入国在留管理局へ出入国記録等の照会を行い当該家庭の実態把握に努めます。	子育て世代包括支援センター

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
18	アニバーサリー事業	 	<p>成長がめまぐるしく個人差が大きくなる 1 歳の節目に子育て世代包括支援センター又は各児童館に親子で来館し、子の成長を保護者と共に祝い育児相談を実施します。</p> <p>また、後の施設利用につなげて継続的な育児支援をします。</p>	子育て世代包括支援センター
19	保育所、児童クラブ等における未然防止	  	<p>保育所、児童クラブ等では、児童虐待の定義を心に留め、子どもの心身の状況や養育状態、保護者の状況に気を配り、保護者からの相談、支援を行います。</p>	幼児教育・保育課 こども政策課
20	児童生徒の心のケアの実施	  	<p>スクールソーシャルワーカーや学校カウンセラーの配置、心の教室相談員の配置等を通じ、児童生徒が抱える様々な悩みごとへの相談、支援体制を充実します。</p>	学校教育課
21	「家庭教育のつどい」の開催	  	<p>平日に開催される幼児期家庭教育学級や小中学校 P T Aによる家庭教育推進事業に参加できない保護者や子育て中の世帯を対象に、家庭教育に関する講演会を実施します。</p>	学校教育課

### 施策の方向 1 早期発見・通告のための体制整備

児童虐待の発生予防や、早期発見による被害の深刻化防止に向けて、市民、民生委員・児童委員、医療機関、学校や保育所等の児童虐待の発生を感知しうる機関等に対して、相談窓口について周知し、迅速な連絡、対応を行うことができる体制を整備します。

#### (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
22	広報・ホームページによる窓口紹介		広報紙等で相談場所等を周知する際には、加害者にも情報が伝わることを念頭に置き、被害者、支援者、相談員の安全に配慮して掲載します。	子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ
23	虐待通告窓口の周知		市民や関係機関に対し、市や児童相談所の相談窓口のほか、24時間365日対応する児童相談所全国共通3桁ダイヤル189(いちはやく)の周知を行います。	子育て世代包括支援センター
24	要保護児童対策地域協議会の充実	  	要保護児童対策地域協議会における児童虐待・DVに関する情報交換や事例検討等を行うことにより、関係機関同士の相互理解を促進し、ネットワークの強化を図ります。	子育て世代包括支援センター
25	医療機関等との連携	 	医療機関等の情報から被害の可能性のある要保護児童、養育支援を必要とする家庭を発見し、早期支援に繋がります。	保健センター 子育て世代包括支援センター

## 施策の方向 2 子育て世代包括支援センターの機能強化

妊娠期から出産後の乳幼児期、学童期、思春期に至るまでのあらゆる子育てに関する相談のワンストップ窓口として、子育て世代包括支援センターの機能を強化します。

### (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
26	子ども家庭総合支援拠点事業	   	<p>市内に所在する子どもとその家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援に努めます。</p> <p>また、児童虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置をとるに至らず在宅支援となっており、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくないため、要保護児童対策地域協議会を中心として、運営方法や関係機関との連携、協働のあり方などを協議しながら適切な運営を行います。</p>	子育て世代包括支援センター
27	家庭児童相談事業	   	<p>18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、家庭児童相談員が相談に応じ、実態調査・在宅指導・助言等を行います。</p>	子育て世代包括支援センター
28	ひとり親家庭相談員による相談・情報提供機能の充実	  	<p>母子家庭や父子家庭の生活自立のための相談・情報提供の充実を図るとともに、ひとり親家庭相談員等と連携し、児童の支援に対応します。</p> <p>また、生活の自立に向け、行政手続の同行支援、住宅確保の支援、就労支援、必要な福祉制度の利用に係る支援等、様々な支援を行います。</p>	子育て世代包括支援センター

### 施策の方向 3 被害者の緊急時等の安全確保・一時保護に向けての関係機関との連携

児童虐待による緊急時の対応においては、一時保護などによる安全確保が迅速に行えるよう、関係機関との連携をより緊密にするなど、連携体制の強化に努めます。

#### (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
29	一時保護における関係機関との連携	  	被害者とその子どもの視点に立ち、一時保護が必要な状況が生じた場合、関係機関や児童相談所と連携し迅速に対応します。	子育て世代包括支援センター
30	児童虐待対応機関における連携体制の強化	   	DVにより子どもや親等に深刻な被害が及ぶ場合があることから、DV、児童虐待関係部署・機関の迅速で効果的な連携体制を強化します。	子育て世代包括支援センター
31	警察との連携	 	警察との連携協力を得て加害者への対応、緊急時の対応など、被害者の安全に十分配慮し対応します。	子育て世代包括支援センター

## 施策の方向 1 相談支援体制の充実

多様化、複雑化する相談内容に対応するため、相談体制の充実及び相談員のさらなる相談支援の知識やスキルの向上を図ります。

また、障がい者、外国人には、必要な情報が届きにくく、社会の中で孤立してしまう人たちもいます。保護者が孤立化し、精神的に追い込まれることを未然に防止するため、国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが分かりやくす的確な情報を得られ、必要な支援につながるよう相談事業の充実に努めます。

## (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
32	スクールソーシャルワーカーによる相談事業	   	見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭支援に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置します。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。	学校教育課
33	法律相談	   	生活の中で生じる諸問題や悩みごとについて、法的な問題を伴う相談は、弁護士の法律相談につながります。 また、虐待など子どもの人権に関する問題全般について、愛知県弁護士会の子どもの人権相談につながります。	市民安全課 子育て世代包括支援センター
34	外国人に対する相談・支援		日本語に不慣れな外国人市民に対し、多言語による相談や、情報提供を行います。また、小牧市国際交流協会などと連携し、地域における交流促進をします。	多文化共生推進室
35	障がい児相談支援		障がい児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用援助等の支援を行います。また、定期的にラピオで出張相談を行います。	障がい福祉課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
36	利用者支援事業	   	<p>妊婦・産婦、子ども及び保護者等の選択に基づき、教育・保育・保健等の子育て支援サービスが円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。</p>	<p>子育て世代包括支援センター</p>

## 施策の方向 2 子どもに対する支援

教育・保育関係機関や学校等と連携し、被害者の子どもが安心して生活を送ることができるよう支援します。

また、被害者の子どもの心のケアや発達の支援を実施し、子どもの心身の回復に努めるとともに、社会的養育体制の充実を図ります。

### (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
37	保育所、認定こども園等における支援	  	保育所入所等を希望する時の手続等の支援、優先入所への配慮、入所後の児童のケアを行います。	幼児教育・保育課
38	要支援児童の就学における支援の実施	  	転校に関する手続において、転出前、転出後の関係機関と連携を取りながら、被害者、子どもへの適切な支援を実施します。また、学校等が現場でどのように対応していけばよいか、子どもへの精神的な影響（二次的な被害）も含め、年代に応じたよりよいサポートを行います。	学校教育課
39	社会的養育体制の充実	   	保護者がいない、保護者が養育することができない、虐待を受けたりなどの様々な理由により、保護者と一緒に暮らせない児童に対して、児童相談所・関係機関との連携による保護・措置や地域での見守り体制を強化するとともに、家庭養護の拡充に向けた里親制度等のPRや里親への相談支援を行います。	子育て世代包括支援センター
40	子どもの心のケア・発達の支援	  	子どもの心身の回復のため、家庭相談員や保健師による相談、青少年相談で面接、訪問等による支援を行うとともに、必要に応じて児童相談所、保健所と連携し、心のケアや発達に関する悩みに対応します。	子育て世代包括支援センター こども政策課 保健センター
41	障がい児福祉サービス事業所への通所支援		未就学の障がい児等には、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援、就学している障がい児等には、生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス事業の利用について支援します。	障がい福祉課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
42	療育支援		ふれあいの家あさひ学園において、育ちに不安がある就学前児童を対象に療育支援を行います。	障がい福祉課

### 施策の方向3 人材育成の推進

被害者の支援に関わる職員の意識の向上や知識・支援スキルの向上に向けた研修を行うとともに、専門職員の確保と中・長期的な人材育成の仕組みを構築し、職員の人材育成を着実に推進します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
43	窓口担当職員、相談員への研修実施	   	被害者相談には相談のための基礎的な知識、経験が必要であることから、質の高い支援ができるよう被害者と接する職員の研修を実施していきます。	子育て世代包括支援センター関係各課
44	保育・教育関係機関等への啓発活動	   	保育所、小中学校等に「かんたんマニュアル」を配布し、児童虐待の理解と早期発見、早期対応へ繋げていく啓発活動をします。	子育て世代包括支援センター関係各課
45	専門職員の確保	   	専門性を発揮することにより、多様化・複雑化している支援ニーズに対して、的確なアセスメントに基づく一貫性・継続性のある支援を提供することができるため、専門職員を確保します。	子育て世代包括支援センター

## 基本目標 4 推進体制の強化

### 施策の方向 1 他関係機関との連携強化

児童虐待の被害は、複雑・多様化しており、関係機関のさらなる連携による対策の強化が求められています。関係機関との間で情報や課題を共有し、相談、早期発見・対応、被害者の保護まで切れ目のない対応を実現するとともに、児童虐待の防止に向け、地域全体で取り組む体制を強化していきます。

また、児童虐待の被害者等が安心して支援を受けられるよう、定期的に関係部署が情報交換を実施し、切れ目のない円滑な支援に向けた連携体制を構築します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
46	関係機関によるネットワークの強化	  	<p>児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察、司法機関、婦人保護関係機関、民間団体等の連携を強化します。</p>	子育て世代包括支援センター
47	関係部署との連携強化	   	<p>子ども家庭総合支援拠点の支援体制を強化します。児童虐待による被害者の精神的・身体的不安に配慮し、ワンストップ相談あるいは庁内関係課から相談窓口へ円滑な引き継ぎによる迅速な対応を行います。また、被害者の情報が加害者に漏えいしないよう、情報の厳正な管理を行います。</p>	子育て世代包括支援センター 関係各課
48	児童館子育て支援室との連携	   	<p>児童館の子育て支援室に保育士等を配置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。</p>	多世代交流プラザ 各児童館

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
49	多世代交流プラザの機能の活用	   	<p>多世代交流プラザのこども未来館を中核として、子育て世代包括支援センター、まなび創造館、えほん図書館、市民交流テラスの5つの施設が、子どもを中心に年齢、性別にかかわらずあらゆる世代が繋がり、交流できる子育て支援の拠点機能を生かして児童虐待防止の啓発や早期対応に努めます。</p>	多世代交流プラザ
50	民生委員・児童委員との連携	   	<p>民生委員・児童委員については、民生委員・児童委員連絡協議会を通じた児童虐待の啓発資料提供のほか、その基本的知識習得のための研修を実施し、地域における未然防止や早期発見、見守り等の相互支援活動の推進に向けた協力・連携を強化します。</p>	福祉総務課 子育て世代包括支援センター
51	他市町との連携強化	   	<p>被害者が他市町に避難する場合には、安心した生活が送れるよう、転出先の相談員や児童福祉担当課、生活保護担当課等と連携し、円滑に支援が受けられるようにします。</p>	子育て世代包括支援センター

## 施策の方向 4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況を管理するため、毎年度、要保護児童等対策地域協議会に状況報告し、結果を公表します。また、取り組みの方向性や内容については、必要に応じて見直し、改善していきます。

### (主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
52	要保護児童等対策地域協議会への進捗状況報告	  	計画の進捗状況について、要保護児童等対策地域協議会に報告し、結果を公表します。	子育て世代包括支援センター

## 2. 活動・成果指標

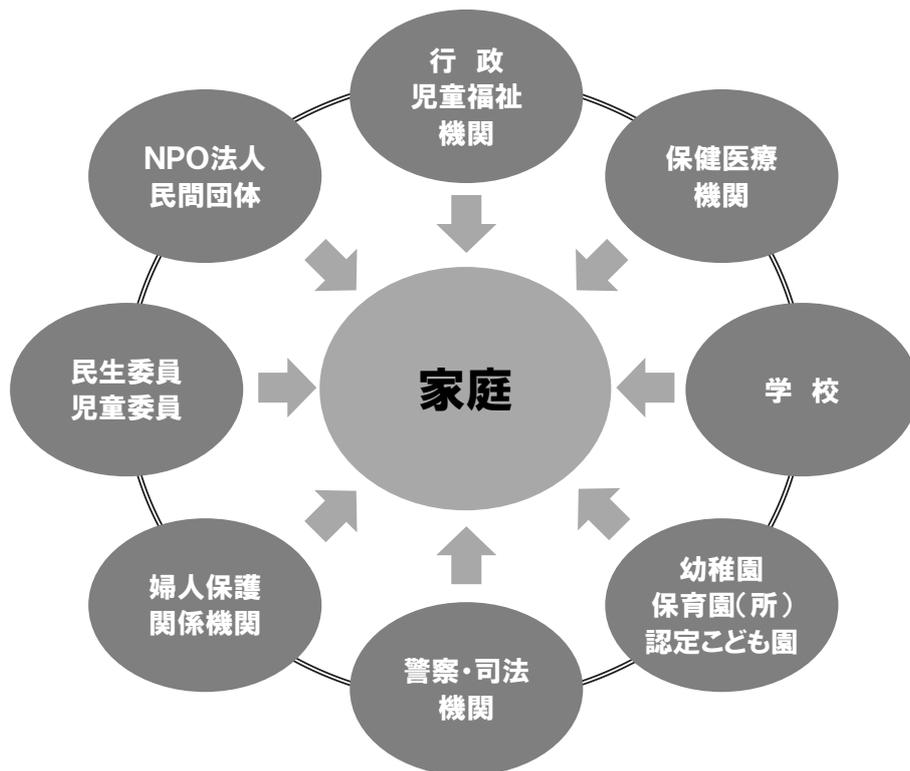
令和7年度に向けた成果目標は以下の通りです。

基本目標	取組内容	活動指標（参考指標）	R2年度	R7年度
			基準値	目指す方向
① 児童虐待の未然防止のための取組の推進	地域子育て支援拠点事業	子育て世代包括支援センター、児童館の子育て支援室による相談を実施する。	来所人数 47,506人 相談件数 951件	
	妊婦・産婦、新生児・乳児訪問	育児不安等の理由により、専門的支援が必要な保護者に対し、助産師による家庭訪問を行う。	訪問件数 432件	
	アニバーサリー事業	子育て世代包括支援センター又は各児童館と保護者が共に1歳の誕生日を祝い育児相談を実施する。	実施率 80.6%	
② 早期発見・早期支援の推進	子育て世代包括支援センターの機能強化	子育て世代包括支援センターによる家庭・児童への包括的相談支援体制の充実 ※増加する虐待相談等への対応体制充実 令和2年度相談員配置の拡充（継続） ひとり親相談 母子父子自立支援 1名→2名 児童虐待支援員 0名→2名	家庭児童相談件数 566件 ひとり親家庭相談件数 965件	
③ 相談体制、専門的支援の充実	利用者支援事業	妊婦・産婦、子ども及び保護者等の選択に基づき、子育て支援サービスが円滑に利用できるような必要な支援を行う。	相談件数 1,205件	
④ 推進体制の強化	他関係機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会関係機関との情報提供・連携を実施し、子ども家庭総合支援拠点の支援体制を強化する。	実務者会対応件数 1,473件	
	計画の進捗管理	要保護児童対策地域協議会の適正運営に基づく基本計画の進捗管理	協議会 年1回 実務者会 年12回	基本計画見直し

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、児童福祉機関、保健医療機関、教育・保育機関、警察・司法機関、婦人保護関係機関、民生委員・児童委員、民間団体などの協力、連携が不可欠です。各機関、団体等の役割を互いに理解し合い、強固に連携して計画を推進します。



### 2. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

本計画では、関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、計画の推進には関係機関との連携が不可欠であり、「要保護児童対策地域協議会」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。

小牧市こども未来部

子育て世代包括支援センター

TEL : 0568-71-8611

MAIL : [k-neuvola@city.komaki.lg.jp](mailto:k-neuvola@city.komaki.lg.jp)